

職場のパワーハラスメント対策等説明会・働き方改革相談会のご案内

参加無料！
開催日は裏面

パワーハラスメント防止措置や非正規社員の待遇の見直しなどの法改正に対する取組状況に応じ、青森労働局主催の「説明会」への出席をご検討の上、裏面によりお申込みください。

説明会後に開催される青森働き方改革推進支援センターによる働き方改革関連等の相談会もご活用ください。

なお、青森働き方改革推進支援センターでは、働き方改革についての「個別訪問支援」も実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

パワハラ対策

QRコードより
解説動画も
ご活用ください！

【労働施策総合推進法】

令和4年4月1日から、パワーハラスメント防止措置を講ずることが中小企業にも適用され、全ての事業主の義務となります。パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や相談体制の整備等が必要です。



QR：あかるい職場応援団

同一労働同一賃金

【パートタイム・有期雇用労働法】

令和3年4月1日から、中小企業も、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差を設けることが禁止されることとなり、事業主は、労働者からの求めがあれば「正社員との待遇差の内容や理由」などについて説明しなければなりません。（大企業は令和2年4月1日から）



QR：パート・有期労働ポータルサイト

育児・介護休業法

【育児・介護休業法】（令和4年4月1日から段階的に施行）

育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。併せて、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。

さらに、男性の育児休業の取得を促進するため、出生直後の時期に柔軟に育児休業が取得できるようになります。



QR：厚生労働省HP



パワハラ防止のために事業主がすべきことって？

正社員とパートの待遇差の説明？



説明会等
申込み・
問合せ先



【主催】青森労働局 雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階 TEL:017-734-4211

【共催】青森働き方改革推進支援センター

TEL:0800-800-1830

申込期限：令和3年9月21日（火）

職場のパワーハラスメント対策等説明会・働き方改革相談会申込書

I Web（Zoom）説明会 10月8日（金）13:30～15:10 Web申込のみ受付

①Web申込：下記URLまたはQRコードよりお申込み下さい。

URL→<https://forms.gle/6C3ARy6uBBRUU5js5>

※後日説明会開催会場への入室用URLをメールでお送りいたします。



II 会場説明会 日程等は下表のとおり ①Web又は②FAX申込書により申込みください。

①Web申込：上記URLまたはQRコードよりお申込み下さい。

②FAX申込

FAX申込書

青森働き方改革推進支援センター 御中
(FAX 017-718-8846)

令和3年 月 日

下記開催会場の参加を申込いたします。

※参加する説明会（13：30～15：10）・相談会（15：20～16：00）に○をつけて下さい。

開催日	地区	会場	説明会	相談会
10月13日（水）	下北	まさかりプラザ（むつ市柳町1-10-25）		
10月19日（火）	三八	八戸市総合福祉会館（八戸市根城8-8-155）		
10月21日（木）	上北	上北労働基準協会（十和田市西三番町3-17）		
11月10日（水）	中南	弘前市総合学習センター（弘前市末広4-10-1）		
11月18日（木）	西北	西北労働基準協会（五所川原市唐笠柳字藤巻495-3）		
11月22日（月）	東青	アピオあおもり（青森市中央3-17-1）		
12月1日（水）	中南	弘前市総合学習センター（弘前市末広4-10-1）		
12月8日（水）	三八	八戸市総合福祉会館（八戸市根城8-8-155）		
12月14日（火）	東青	アピオあおもり（青森市中央3-17-1）		

会社名		電話番号	
担当者名		FAX番号	
住所	〒		
E-mail			
備考	（ご希望・ご質問があれば記入してください）		

※各説明会参加申込のうち、定員（会場説明会：25～30名、Web説明会：200名程度）に達した場合はご希望に添えない旨、ご連絡させていただく場合があります。